

## とんだばやしふるさと寄附金返礼品等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市にとんだばやしふるさと寄附金(以下「寄附金」という。)として金銭寄附を行った者(以下「寄附者」という。)に贈呈する返礼品等(以下「返礼品」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(返礼品の贈呈等)

第2条 市長は、寄附金を受けたときは、寄附者(市外在住の個人に限る。)に返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品の受贈を辞退する場合は、この限りでない。

2 寄附者に贈呈する返礼品の提供価格は、品代(サービス代等を含む。)、梱包費、消費税及び地方消費税を含めた価格とし、その寄附金額の3割以内とする。

3 寄附者は、寄附金額に応じて、返礼品を受贈できるものとする。

4 返礼品の選定については、返礼品の提供に協力することができる事業者等(以下「協力事業者」という。)を募集するものとする。

5 返礼品の贈呈に関する業務の一部は、市が委託する事業者(以下「市委託事業者」という。)が行うものとする。

(協力事業者及び返礼品の登録申請)

第3条 協力事業者及び返礼品は、市に登録しなければならない。

2 協力事業者は、前項の協力事業者の登録をしようとするときは、とんだばやしふるさと寄附金協力事業者登録申請書(様式第1号の1)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第1号の2)

(2) 市税の滞納がないことを証する書類(ただし、市に納税義務がある場合に限る)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 協力事業者は、第1項の返礼品の登録をしようとするときは、とんだばやしふるさと寄附金返礼品登録申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 返礼品の写真及びその画像データ

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(登録の承認等)

第4条 市長は、前条第2項又は第3項の申請があったときは、その内容を審査し、とんだばやしふるさと寄附金協力事業者登録承認・不承認通知書(様式第3号)又はとんだばやしふるさと寄附金返礼品登録承認・不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(協力事業者の登録抹消等)

第5条 市長は、協力事業者が次に掲げる要件に該当するときは、協力事業者としての登録を抹消し、又は返礼品の取扱いを中止するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 市税に滞納があったとき。
- (3) 協力事業者又は返礼品がこの要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) 市、寄附者その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) おおむね3年間以上の期間に渡り、返礼品の取扱いがないとき。

(協力事業者又は返礼品の登録変更)

第6条 協力事業者は、第3条の規定により登録した内容を変更するときは、当該内容を変更する日の1ヵ月前までに、とんだばやしふるさと寄附金協力事業者登録変更申請書(様式第5号)又はとんだばやしふるさと寄附金返礼品登録変更申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による内容変更の申請があったときは、その内容を審査し、とんだばやしふるさと寄附金協力事業者登録変更承認・不承認通知書(様式第7号)又はとんだばやしふるさと寄附金返礼品登録変更承認・不承認通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(協力事業者又は返礼品の登録辞退)

第7条 協力事業者は、第3条の登録を辞退するときは、辞退する日の1ヵ月前までに、とんだばやしふるさと寄附金協力事業者登録辞退届出書(様式第9号)又はとんだばやしふるさと寄附金返礼品登録辞退届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の要件)

第8条 協力事業者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守していること。
- (2) 地場産品基準(平成31年総務省告示第179号)(以下「総務省告示」という。)5条各号のいずれかに該当する商品・サービスを有する企業、団体又は個人であること。
- (3) 市委託事業者と返礼品の調達に係る契約を締結できること。
- (4) インターネット環境を具備していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。また市が必要に応じて、市税の納付状況について調査を行うことに同意すること。
- (6) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始

の申立てがなされていない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、団体若しくは個人でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないとは判断したときは、協力事業者としないものとする。

(返礼品の要件)

第9条 返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項第2号に準ずるものとする。

(返礼品の基準)

第10条 返礼品は、前条に規定するもののうち、次の各号の基準のいずれにも該当するものとする。

(1) 総務省告示第5条各号のいずれかに該当するもの

(2) 品質及び数量について、安定供給ができるもの。ただし、季節限定、期間限定品等の場合は、提供期間内に安定供給ができるもの

(3) 常時、一定以上の品質を維持できるもの

(4) 食品については、一定期間の賞味期限が保証されるもの

(5) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないもの

(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他関係法規を遵守しているもの

(7) 業界での製造基準、表示基準等を満たしているもの

(8) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないもの

(9) 公序良俗に反しないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するものは、返礼品としての取扱いをしないものとする。

(1) 金銭類似性の高いもの

(2) 換金性の高いもの

(3) 資産性の高いもの

(4) その他、市長が返礼品として適当でないとは判断したもの。

(寄附金額の設定)

第11条 寄附金額は、返礼品の提供価格、発送方法、市の負担する事務経費等

を基に、市が設定し通知する。

(協力事業者の責務)

第12条 協力事業者は、次に掲げる要件を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令等及びこの要領を遵守すること。
- (2) 市が承認した協力事業者及び返礼品の内容について、登録の承認後にふるさと寄附金制度に関する法令等若しくは制度の改正、又は国等が示す指針に沿う対応が必要になった場合は、市と協力事業者で協議し、必要な措置等（登録情報の変更、登録抹消等）を講じること。
- (3) 協力事業者の所在地及び返礼品等の製造又は管理の状況等について、現地調査が必要と判断した場合は、市が現地調査・確認することに同意すること。
- (4) 登録された返礼品の生産・製造及び適正な品質管理を行うとともに、寄附者に対する安全性と信頼を確保すること。
- (5) 返礼品を起因として発生した事故や寄附者からの苦情等に対しては、市と協議の上、適切に処理対応を行うこと。
- (6) 協力事業者の責により発生した事故等については、その責任を負うこと。
- (7) 返礼品を取り扱う協力事業者が生産者・製造者と異なる場合は、市の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者・製造者に同意を得ること。
- (8) 自己の媒体等により寄附金についての情報発信を行うこと。

(個人情報の取扱い)

第13条 協力事業者及び市委託事業者は、当業務で知り得た情報を、第三者に漏洩し、又は開示してはならない。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富田林市条例第31号）を遵守しなければならない。

- 2 協力事業者は、個人情報を返礼品の送付以外の目的で使用してはならない。
- 3 市委託事業者は、個人情報を市から受注した業務以外の目的で使用してはならない。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月22日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から適用する。